



2022年4月21日

各 位

会社名 株式会社オービック
代表者名 代表取締役 橘 昇一
社 長
(コード番号 4684 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 阿南 友則
経営企画室長
電話番号 03-3245-6510

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2022年4月21日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く、以下「対象取締役」）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」）を導入することを決議し、本制度に関する議案を2022年6月29日開催予定の定時株主総会（以下「本株主総会」）に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的等

① 導入目的

本制度は対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、るとともに、当社の取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

② 導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与の為に金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様にご承認を得られることを条件といたします。

2021年6月29日開催の第54回定時株主総会において、固定報酬である「基本報酬」については年額8億円以内（うち社外取締役分6千万円以内）、2019年6月27日開催の第52回定時株主総会において、業績連動報酬としての「賞与」については当社単体の当事業年度の当期純利益の0.5%、かつ2億円以内（社外取締役は支給しない）とご承認いただいております。

本株主総会では、本制度を新たに導入し、従来の取締役の報酬額とは別枠で対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬枠を設定することにつき、株主の皆様のご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

対象取締役に対して支給される報酬総額は、現行の報酬額とは別枠で年額5億円以内とし、本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は年30千株以内といたします。なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。

本制度により発行または処分される譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定いたします。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社及び当社関連会社の取締役、執行役員、従業員のいずれの地位からも退任又は退職するまでの期間（但し、譲渡制限を解除すべき時点において、譲渡制限付株式の割当てを受けることになる日の属する事業年度終了後3ヶ月を超えていない場合には、当該事業年度の終了から3ヶ月経過後に譲渡制限を解除）としております。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

以 上